

別紙1及び別紙2(別添含む)は、全労働局共通のため、先頭の秋田労働局送付分のみ添付し、以下添付を省略しています。

基発0326第4号
平成22年3月26日

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(局の労働保険適用徴収業務については別途通知)及び 秋田署
- 2 実施期間 平成22年7月22日～7月23日

平成22年度 中央労災補償業務監察

第1 監察の方針

中央労災補償業務監察は、都道府県労働局(以下「局」という。)及び管下労働基準監督署(以下「署」という。)における労災補償業務の実態を確認し、不適正な事務処理が認められた場合は、これを是正改善させることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図るべく実施するものであり、平成22年度は、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 監察の視点

監察は、次の視点により実施するものとする。

- (1) 局署とも、PDCAサイクルを念頭に前年度の実績や監察結果等を検証し、効果的かつ効率的な業務計画を策定して、業務を実施しているか。
- (2) 各種業務が、局署連携の上、法令、通達、事務処理手引等(以下「本省指示」という。)に基づき実施されているか。
- (3) 労働基準部長の指揮の下、労災補償課長及び署長を始め各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

2 監察項目の設定

監察項目は、全国的に課題となっている事項を中心に下記第2の1及び2のとおりとする。

3 是正指示及び指導の方法

本省指示により事務処理方法が具体的に指示されている事項に違反する事務処理を行っている場合及びその他の事項で直ちに改善を要すべき事態が認められる場合は、文書により問題点を指摘した上で、是正改善の状況を文書により報告させる。

また、本省指示には明確に違反してはいないものの、他の局における事務処理方法との間の著しい乖離、当該局の実情に対応していない低調な取組状況、非効率な事務処理等が認められる場合には監察実施時又は後日に口頭で指導する。

第2 監察計画

1 重点監察項目

(1) 基本的な事務処理の状況

労災保険給付については、迅速・適正な処理が求められることから、請求(申請)書を適正に保管・入力する基本的な事務処理と受付から支払までの組織的な進行管理が適正に実施されているか確認する。

また、請求人への懇切・丁寧な対応を徹底しているか確認する。

- (2) 長期未決事案の発生防止及び早期解消の状況
長期未決事案の発生防止及び早期解消のために、局署が組織的に対応する規程が整備され、その規程に則り事務処理が着実に実施されているか確認する。
- (3) 費用徴収の適正な実施状況
会計検査院の平成20年度決算検査報告において、不当事項として掲記されたことから、費用徴収事案について、局署が連携し、漏れなく適正に徴収決定が行われているか確認する。
- (4) 地方労災補償業務監察の状況
局が実施する監察については、PDCAサイクルを念頭に前年度の中央及び地方監察結果を検証し、次年度の監察方針及び監察計画に反映させているか確認する。
また、監察方針及び監察計画に則り監察を適正に実施しているか、不適正事項を的確に文書により指摘しているか、さらに、それらの事項の是正改善が確実に行われているか確認する。

2 その他の監察項目

- (1) 管内行政課題の把握及び業務実施計画(要領)の策定状況
 - ア 管内行政課題の把握及び取組状況
 - イ 平成22年度の業務実施計画の策定状況
- (2) 労災保険給付等の迅速・適正処理状況
 - ア 石綿関連疾患事案の処理状況
 - イ 第三者行為災害に係る事務処理状況
 - ウ 適正給付対策の推進状況
 - エ 労災診療費の適正処理状況
 - オ 審査請求事件の処理状況
- (3) 不正受給防止対策の実施状況
- (4) 職員研修の実施状況

3 中央労災補償監察の時期

5月下旬～10月下旬(6月及び8月を除く。)

4 中央労災補償監察対象予定局署(別添のとおり)

労働局：25局

監督署：37署(労災補償業務及び適用徴収業務の監察を実施)

5 監察の実施に係る留意事項

監察の実施に係る留意事項については、監察実施局あて別途通知する。

平成22年度 中央労働保険適用徴収業務監察

第1 監察の方針

中央労働保険適用徴収業務監察は、都道府県労働局(以下「局」という。)及び管下労働基準監督署(以下「署」という。)における労働保険適用徴収業務の実態を確認し、不適正な事務処理が認められた場合は、これを是正改善させることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図るべく実施するものであり、平成22年度は、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 監察の視点

監察は、次の視点により実施するものとする。

- (1) 局署とも、PDCAサイクルを念頭に前年度の実績や監察結果等を検証し、効果的かつ効率的な業務計画を策定して、業務を実施しているか。
- (2) 各種業務が、局署連携の上、法令、通達、事務処理手引等(以下「本省指示」という。)に基づき実施されているか。
- (3) 総務(労働保険徴収)部長の指揮の下、労働保険適用徴収課室長及び署長を始め各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

2 監察項目の設定

監察項目は、全国的に課題となっている事項を中心に下記第2の1及び2のとおりとする。

3 是正指示及び指導の方法

本省指示により事務処理方法が具体的に指示されている事項に違反する事務処理を行っている場合及びその他の事項で直ちに改善を要すべき事態が認められる場合は、文書により問題点を指摘した上で、文書による改善報告を求める。

また、本省指示には明確に違反してはいないものの、他の局における事務処理方法との間の著しい乖離、当該局の実情に対応していない低調な取組状況、非効率な事務処理等が認められる場合には監察実施時又は後日に口頭で指導する。

第2 監察計画

1 重点監察項目

(1) 労働保険料の滞納整理の実施状況

労働保険の運営に当たっては、費用負担の公平性等の観点から、労働保険料等の自主的な納付が求められるものであるが、保険料の収納率は年々低下傾向にある。そのため、労働保険事務組合委託事業を含め、自主的な納付が行われない事業主に対しては差押えの処分等滞納整理が、本省指示に基づき実施されているか

確認する。

(2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進状況

労働保険の加入手続は、労働者を雇用するすべての事業主が自主的に行う必要があり、局は積極的な手続指導を実施しているか、手続を行わない事業主に対して、関係部署との連携の下、選定基準を設定し対象を絞り込み、職権成立までの手順を本省指示に基づき実施しているか確認する。

(3) 労働保険事務組合の育成・活用・監査指導の実施状況

労働保険事務組合については、安定的に健全な運営を継続するよう支援、指導していく必要があるため、局が労働保険事務組合の監査指導を計画的に実施し、不適正事項を是正させるための措置を適切に行っているか確認する。

(4) 地方労働保険適用徴収業務監察の状況

局が実施する監察については、PDCAサイクルを念頭に前年度の中央及び地方監察結果を検証し、次年度の監察方針及び監察計画に反映させているか確認する。

また、監察方針及び監察計画に則り監察を適正に実施しているか、不適正事項を的確に文書により指摘しているか、さらに、それらの事項の是正改善が確実に行われているか確認する。

2 その他の監察項目

(1) 管内行政課題の把握及び業務実施計画(要領)の策定状況

ア 管内行政課題の把握及び取組状況

イ 平成22年度の業務実施計画の策定状況

(2) 労働保険料等の適正徴収

ア 延滞金債権の適正管理

イ 労働保険料算定基礎調査の実施状況

ウ 年度更新の実施状況

エ 徴収事務に係る事務処理状況

(3) 職員研修の実施状況

3 中央監察の時期

5月下旬～10月下旬(6月及び8月は除く。局は9月から実施。)

4 中央監察対象予定局署(別添のとおり)

労働局:26局

監督署:37署(適用徴収業務及び労災補償業務の監察を実施)

5 監察の実施に係る留意事項

監察の実施に係る留意事項については、監察実施局あて別途通知する。

平成22年度 中央（労災補償・労働保険適用徴収）業務監察実施局署

局 名	局 労災補償	局 適用徴収		署 名
			雇用	
秋 田	○		雇用	◎ 秋田
山 形	○		雇用	◎ 山形
☆ 茨 城	○			◎ 水戸 ◎ 土浦
群 馬	×		雇用	
埼 玉	○	労災		◎ 川口 ◎ 春日部
☆ 千 葉	○			◎ 千葉 ◎ 船橋
東 京	○		雇用	◎ 三田 ◎ 池袋
神 奈 川	○	労災		◎ 横浜南 ◎ 厚木
☆ 石 川	○			◎ 金沢
福 井	○	労災		◎ 福井
長 野	○	労災		◎ 長野 ◎ 松本
☆ 静 岡	○			◎ 静岡 ◎ 島田
愛 知	○	労災		◎ 名古屋西 ◎ 刈谷
三 重	○	労災		○ 松坂 ◎ 津
滋 賀	×		雇用	
大 阪	○	労災		◎ 天満 ◎ 北大阪
兵 庫	○	労災		◎ 神戸東 ◎ 加古川
和 歌 山	○		雇用	◎ 和歌山
鳥 取	○	労災		○ 米子
島 根	×		雇用	
☆ 岡 山	○			◎ 岡山
山 口	○	労災		◎ 下関 ◎ 山口
香 川	○	労災		◎ 高松
愛 媛	×		雇用	
高 知	○		雇用	◎ 高知
福 岡	×		雇用	
佐 賀	○	労災		◎ 佐賀
長 崎	×	労災		
熊 本	○		雇用	◎ 熊本
大 分	○	労災		◎ 大分
鹿 児 島	○		雇用	◎ 鹿児島
計	25	14	12	37
		26		

1 監督署名の印は、◎ 方面制署、○三課制署、△二課制署である。

2 局適用徴収欄の「労災」は労災補償監察官、「雇用」は雇用保険監察官による実施である。

3 ☆印の労働局については、適用徴収業務監察は監督署のみ実施する。

4 ×印の労働局については、局署の労災補償業務監察は実施しない。

基発0326第4号

平成22年3月26日

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(局の労働保険適用徴収業務については別途通知)及び 山形署
- 2 実施期間 平成22年5月20日～5月21日

基発0326第4号

平成22年3月26日

茨城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（局の労働保険適用徴収業務を除く）及び水戸署、土浦署
- 2 実施期間 平成22年10月6日～10月8日

基発0326第4号

平成22年3月26日

埼玉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び川口署、春日部署
- 2 実施期間 平成22年9月14日～9月17日

基発0326第4号
平成22年3月26日

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（局の労働保険適用徴収業務を除く）及び
千葉署、船橋署
- 2 実施期間 平成22年7月21日～7月23日

基発0326第4号

平成22年3月26日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(局の労働保険適用徴収業務については別途通知)及び 三田署、池袋署
- 2 実施期間 平成22年9月1日～9月3日

基発0326第4号

平成22年3月26日

神奈川県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び横浜南署、厚木署
- 2 実施期間 平成22年10月26日～10月29日

基発0326第4号

平成22年3月26日

石川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（局の労働保険適用徴収業務を除く）及び
金沢署
- 2 実 施 期 間 平成22年7月27日～7月28日

基発0326第4号
平成22年3月26日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び福井署
- 2 実施期間 平成22年10月6日～10月8日

基発0326第4号
平成22年3月26日

長野労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び長野署、松本署
- 2 実施期間 平成22年10月19日～10月22日

基発0326第4号

平成22年3月26日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（局の労働保険適用徴収業務を除く）及び
静岡署、島田署
- 2 実施期間 平成22年7月27日～7月29日

基発0326第4号

平成22年3月26日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び名古屋西署、刈谷署
- 2 実施期間 平成22年9月7日～9月10日

基発0326第4号

平成22年3月26日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び松坂署、津署
- 2 実施期間 平成22年10月26日～10月29日

基発0326第4号

平成22年3月26日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局 及び 天満署、北大阪署
- 2 実施期間 平成22年10月19日～10月22日

基発0326第4号
平成22年3月26日

兵庫労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び神戸東署、加古川署
- 2 実施期間 平成22年9月28日～10月1日

基発0326第4号

平成22年3月26日

和歌山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(局の労働保険適用徴収業務については別途通知)及び 和歌山署
- 2 実施期間 平成22年5月27日～5月28日

基発0326第4号

平成22年3月26日

鳥取労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び米子署
- 2 実施期間 平成22年9月15日～9月17日

基発0326第4号

平成22年3月26日

岡山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（局の労働保険適用徴収業務を除く）及び岡山署
- 2 実施期間 平成22年5月27日～5月28日

基発0326第4号

平成22年3月26日

山口労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局及び下関署、山口署
- 2 実施期間 平成22年9月28日～10月1日

基発0326第4号

平成22年3月26日

香川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局 及び 高松署
- 2 実施期間 平成22年10月6日～10月8日

基発0326第4号

平成22年3月26日

高知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(局の労働保険適用徴収業務については別途通知)及び 高知署
- 2 実施期間 平成22年5月27日～5月28日

基発0326第4号

平成22年3月26日

佐賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局 及び 佐賀署
- 2 実施期間 平成22年9月8日～9月10日

基発0326第4号

平成22年3月26日

長崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（局の労働保険適用徴収業務のみ）
- 2 実施期間 平成22年9月7日

基発0326第4号

平成22年3月26日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(局の労働保険適用徴収業務については別途通知)及び 熊本署
- 2 実施期間 平成22年5月20日～5月21日

基発0326第4号

平成22年3月26日

大分労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局 及び 大分署
- 2 実施期間 平成22年9月29日～10月1日

基発0326第4号

平成22年3月26日

鹿児島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(局の労働保険適用徴収業務については別途通知)及び 鹿児島署
- 2 実施期間 平成22年5月20日～5月21日

基発0326第4号

平成22年3月26日

群馬労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、労災補償業務については、実施を予定していないところであるが、労働保険適用徴収業務については、別途、実施について通知することとなるので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

滋賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、労災補償業務については、実施を予定していないところであるが、労働保険適用徴収業務については、別途、実施について通知することとなるので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

島根労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、労災補償業務については、実施を予定していないところであるが、労働保険適用徴収業務については、別途、実施について通知することとなるので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

愛媛労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、労災補償業務については、実施を予定していないところであるが、労働保険適用徴収業務については、別途、実施について通知することとなるので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、労災補償業務については、実施を予定していないところであるが、労働保険適用徴収業務については、別途、実施について通知することとなるので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

青森労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

岩手労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

宮城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

栃木労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

新潟労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

富山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

山梨労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

岐阜労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

京都労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

奈良労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

広島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

徳島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

宮崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。

基発0326第4号

平成22年3月26日

沖縄労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成22年度中央労災補償業務監察及び平成22
年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成22年度中央労災補償業務監察」及び別紙2「平成22年度中央労働保険適用徴収業務監察」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、貴局におかれては、標記の実施を予定していないので、念のため申し添える。